

# 所得税法第 56 条の廃止を求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

## 〔請願趣旨〕

中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし日本の税制は、所得税法第 56 条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文趣旨)により、家族従業者の働き分(自家労賃)を必要経費として認めていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者 86 万円、配偶者以外の家族 50 万円が控除されるのみで、これは最低賃金にも満たない額です。戦前の家父長制のなごりである第 56 条により、家族従業者は社会保障や行政手続きなどの面でも不利益を受けています。

政府は「青色申告にすれば給料を経費にできる」(所得税法第 57 条)と言いますが、これは税務署長への届け出と記帳義務などの条件付きであり、申告の仕方によって納税者を差別するものです。しかも、2014 年からすべての中小業者に記帳が義務化されたので、所得税法第 57 条による差別は認められません。

家族従業者の人権を認めない所得税法第 56 条の廃止を求める意見書は、全国 500 以上の自治体で採択されています。こうした運動を反映し、第 5 次男女共同参画基本計画は「女性が家族従業者として果たしている役割に鑑み」と明記し、「税制等の各種制度の在り方を検討する」としています。世界の主要国では家族従業者の働き分を必要経費と認めています。国連女性差別撤廃委員会は 2016 年、所得税法第 56 条が家族従業者女性の経済的自立を妨げていることを懸念し、「所得税法の見直し」を日本政府に勧告しました。

以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

## 〔請願事項〕 所得税法第56条を廃止すること

| 氏 名 | 住 所 (「 」、「同上」は使用しないでください) |
|-----|---------------------------|
|     |                           |
|     |                           |
|     |                           |
|     |                           |
|     |                           |

日本婦人団体連合会 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-11-9-303

2024 年